

福岡県公報

令和8年8月18日
第720号

目次

告示（第529号－第534号）

○特定危険薬物の指定	（薬務課）	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課）	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課）	2
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	3
○道路の供用の開始	（道路維持課）	5

公告

○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了	（砂防課）	5
○落札者等の公示	（税務課）	5
○都市計画の案に係る公聴会の開催	（都市計画課）	6
○落札者等の公示	（警察本部会計課）	6

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部生活保安課）	7
○警備業法第23条に規定する検定の実施	（警察本部生活保安課）	9

告示

福岡県告示第529号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和8年8月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- 化学名 (8R)－N, N－ジエチル－1－フェロセノイル－6－メチル－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類
- 化学名 N, N－ジエチル－2－（2－{[4－（2－フルオロエトキシ）フェニル]メチル}－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル）エタン－1－アミン及びその塩類
- 化学名 N, N－ジエチル－2－（2－{[4－（2－メチルプロポキシ）フェニル]メチル}－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル）エタン－1－アミン及びその塩類
- 化学名 N－[2－（5－メトキシ－1H－インドール－3－イル）エチル]－2－メチルプロパン－1－アミン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和8年8月19日

福岡県告示第530号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1704号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年8月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
花岩	みやま市山川町河原内（別紙図面1に示す区域のとおりに）	土石流

立山 1	みやま市山川町立山（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流
立山 4	みやま市山川町立山（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流
九折(a)	みやま市山川町河原内（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
九折(b)	みやま市山川町河原内（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲地山(b)	みやま市山川町河原内（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲地山(a)	みやま市山川町河原内（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立山－ 1	みやま市山川町立山（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 8 までは省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第531号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年10月福岡県告示第1705号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 8 年 8 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
花岩	みやま市山川町河原内（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり
立山 1	みやま市山川町立山（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 2 に記載する表のとおり

立山 4	みやま市山川町立山（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 3 に記載する表のとおり
九折(a)	みやま市山川町河原内（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり
九折(b)	みやま市山川町河原内（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり
蒲地山(b)	みやま市山川町河原内（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとおり
蒲地山(a)	みやま市山川町河原内（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 7 に記載する表のとおり
立山－ 1	みやま市山川町立山（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 8 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 8 までは省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第532号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 8 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
いもじ川－ 1	みやま市山川町河原内（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流
賀茂川－ 1	みやま市山川町河原内（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流
立山川－ 1	みやま市山川町立山（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	土石流
立山川－ 2	みやま市山川町立山（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	土石流

立山川－3	みやま市山川町立山（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	土石流
立山川－4	みやま市山川町立山（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	土石流
立山川－5	みやま市山川町立山（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	土石流
立山川－6	みやま市山川町立山及び山川町原町（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	土石流
屋敷川－1	みやま市山川町立山（別紙図面 9 に示す区域のとおり）	土石流
花岩川－1	みやま市山川町河原内（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
河原内川－1	みやま市山川町河原内（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
河原内川－2	みやま市山川町河原内（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
河原内川－3	みやま市山川町河原内（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
河原内川－4	みやま市山川町河原内（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
河原内川－5	みやま市山川町河原内（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
九折－1	みやま市山川町河原内（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
九折－2	みやま市山川町河原内（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
河原内－1	みやま市山川町河原内（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
河原内－2	みやま市山川町河原内（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
河原内－3	みやま市山川町河原内（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
河原内－4	みやま市山川町河原内（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

河原内－5	みやま市山川町河原内及び山川町立山（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲地山－1	みやま市山川町河原内（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲地山－2	みやま市山川町河原内（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲地山－3	みやま市山川町河原内（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲地山－4	みやま市山川町河原内（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲地山－5	みやま市山川町河原内（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷－1	みやま市山川町立山（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷－2	みやま市山川町立山（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷－3	みやま市山川町立山（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷－4	みやま市山川町河原内（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立山－1	みやま市山川町立山（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立山－4	みやま市山川町立山（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立山－5	みやま市山川町立山（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立山－6	みやま市山川町立山（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立山－7	みやま市山川町立山及び山川町河原内（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から36までは省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第533号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 8 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
いもじ川－1	みやま市山川町河原内（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
賀茂川－1	みやま市山川町河原内（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
立山川－1	みやま市山川町立山（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
立山川－2	みやま市山川町立山（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
立山川－4	みやま市山川町立山（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
立山川－5	みやま市山川町立山（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
立山川－6	みやま市山川町立山及び山川町原町（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
屋敷川－1	みやま市山川町立山（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
花岩川－1	みやま市山川町河原内（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
河原内川－1	みやま市山川町河原内（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
河原内川－3	みやま市山川町河原内（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり

河原内川－4	みやま市山川町河原内（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
九折－1	みやま市山川町河原内（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
九折－2	みやま市山川町河原内（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
河原内－1	みやま市山川町河原内（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
河原内－2	みやま市山川町河原内（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
河原内－3	みやま市山川町河原内（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
河原内－4	みやま市山川町河原内（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
河原内－5	みやま市山川町河原内及び山川町立山（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
蒲地山－1	みやま市山川町河原内（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
蒲地山－2	みやま市山川町河原内（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
蒲地山－3	みやま市山川町河原内（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
蒲地山－4	みやま市山川町河原内（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
蒲地山－5	みやま市山川町河原内（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
屋敷－1	みやま市山川町立山（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
屋敷－2	みやま市山川町立山（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり

屋敷－ 3	みやま市山川町立山（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
屋敷－ 4	みやま市山川町河原内（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
立山－ 1	みやま市山川町立山（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
立山－ 4	みやま市山川町立山（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
立山－ 5	みやま市山川町立山（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
立山－ 6	みやま市山川町立山（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
立山－ 7	みやま市山川町立山及び山川町河原内（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 4 まで、6 から11まで、13、14及び16から36までは省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 8 年 8 月 18 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	田 川 線 直 方	田川郡福智町金田1584番 1 先から 田川郡福智町金田1820番 6 先まで

公 告

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 大池一丁目(2)－ 2 （134－ K － 039）	福岡市中央区大名一丁目 7 番 3 号 株式会社 モダンプロジェ 代表取締役 別府 大力

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 8 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称
税務システム運用管理等業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 契約の相手方を決定した日
令和 8 年 4 月 1 日
- 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社 B C C
(2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

79,926,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和8年8月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画道路3・5・2-9号 古賀停車場線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月17日 午後2時00分から

(2) 場所

古賀市役所第2庁舎3階302会議室（古賀市駅東一丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・5・2-9号 古賀停車場線	起点 古賀市天神一丁目 終点 古賀市天神一丁目 主な経過地 古賀市天神一丁目	約190メートル

(2) 閲覧

令和8年8月21日から同年9月3日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市役所都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和8年9月3日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年8月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

映像変換ソフトウェア賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和8年7月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社 J E C C

(2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

43,923,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和8年6月19日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第213号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和8年8月18日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等

」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年10月7日（水）から同年10月16日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（4日目の講習は午後3時40分まで、5日目と6日目の講習は午後4時35分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年10月13日（火）から同年10月16日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は午後3時40分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係る

ものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前(電話)受付期間

ア 受付日

令和8年8月31日(月)及び同年9月1日(火)

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付す

ること。

(イ) 4(1)アからオに掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

(a) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)

(b) 履歴書

b イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第214号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年8月18日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和8年11月13日（金）筆記試験 令和8年12月17日（木）実技試験	午前9時00分から 午後0時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和8年11月13日（金）筆記試験 令和8年12月18日（金）実技試験	午前9時00分から 午後0時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から各試験を開始する。

各試験が終了した時点をもって、各試験の終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式20問）において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した

場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 1 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 8 年 10 月 26 日（月）及び同年 10 月 27 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）
- (イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、

7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、実技試験終了後、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票及び筆記用具を必ず持参し、実技試験の際は、警笛（警笛は貴重品運搬警備業務1級受検者のみ）及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。